

令和7年度 第2回沖縄県国土利用計画審議会議事録

- 1 開催日時：令和8年1月15日（木）14:00～14:55
- 2 開催場所：県庁12階第1、2会議室
- 3 議事事項：沖縄県諮問企第4号「沖縄県土地利用基本計画の変更について」
　　沖縄中南部森林地域の変更（縮小）
- 4 報告事項：(1)令和7年度第1回沖縄県国土利用計画審議会の結果報告
　　(2)第6次沖縄県国土利用計画の策定について
- 5 出席委員：具志堅道男、大田伊久雄、小浜徹、傳田哲郎、木村匠、川武聖子、濱元毅、藤田陽子、林優子、比嘉葉子、津波古透、吉田美苗、川満奈美絵（13名）
- 6 事務局：県土・跡地利用対策課：城間課長、福岡班長、大城支援主幹、多和田主幹
　　森林管理課：伊禮班長、島袋技師
- 7 審議結果：議事事項沖縄県諮問企第4号「沖縄県土地利用基本計画の変更について」
　　道路区域からはみ出ている緑地部分の管理状況となぜそこを森林地域から外すのか、地図と現状が一致しない場合その管理をどうしていくのか、断面図等が付いていると、高低差や災害の危険性などの点について意見が出しやすい等の意見が出されたものの、諮問事項自体への反対意見はなかったことから、諮問事項に対し異議がない旨を知事へ答申することが了承された。
- 8 審議の概要
 - ・本審議会への諮問書の手交を沖縄県知事に代わって、城間直樹県土・跡地利用対策課長より濱元会長へ行った。
 - ・審議会委員14名中13名が出席し、沖縄県国土利用計画審議会条例の定足数を満たしていることが報告され、審議会が成立した。
 - ・議事録署名人に大田伊久雄委員と川武聖子委員が指名され、承認された。

○議事事項 沖縄県諮問企第4号「沖縄県土地利用基本計画の変更について」
　　沖縄中南部森林地域の変更（縮小）

（濱元会長）

- ・お手元に配付されております会議次第に沿って議事を進めてまいります。本日の審議は、諮問事項であります土地利用基本計画の変更に係る案件が1件、報告事項2件となっています。では、本日諮問を受けました土地利用基本計画の変更について審議いたします。内容は、沖縄中南部森林地域の変更（縮小）についてです。それでは、事務局より説明をお願いします。

（事務局：大城支援主幹）

- ・資料2及び資料2別添の資料により、沖縄中南部森林地域の変更について説明。

(濱元会長)

- ・ただいま事務局から説明のありました沖縄中南部森林地域の変更について、ご意見、ご質問があれば挙手等をお願いします。では、藤田委員よろしくお願ひします。

(藤田委員)

- ・琉球大学の藤田です。ご説明ありがとうございました。シンプルな質問ですが、資料2別添4ページの空中写真の真ん中あたりのすでに道路用地として供用されている道路区域から四角くはみ出ている緑地部分も今後何らかの目的で開発されるということで変更が必要ということでしょうか。

(森林管理課：伊禮班長)

- ・森林管理課の伊禮と申します。ただ今の委員のご質問についてですが、森林の所有形態は大きく国有林とそれ以外の民有林に別れます。今回道路工事に伴って、国がもともと民有林だったものを取得し国有林となりました。その際、おそらく道路開発に必要な範囲の用地を含め取得したことにより、中南部地域の森林計画から外れたのですが、今後の開発計画の詳細までは当課で把握しておりません。

(藤田委員)

- ・今後開発されるかどうかわからない段階で、今変更が必要という理由はどういったことですか。

(森林管理課：伊禮班長)

- ・先ほど申し上げましたとおり、都道府県知事が作成する地域森林計画の対象となるのは、森林の所有が国有林以外の県有林、市町村有林、私有林などの民有林であり、その所有形態が国に移った段階で、地域森林計画の対象森林から外れることになりますので、変更が生じる形となっております。

(藤田委員)

- ・わかりました。以上です。

(濱元会長)

- ・そうしますと、その土地の道路以外の部分も国有林になっているのか。

(森林管理課：伊禮班長)

- ・国の所有となっております。

(濱元会長)

- ・他にありますか。

(吉田委員)

- ・土地家屋調査士の吉田と申します。同じように資料2別添の写真ですが、この道路の対象となっている箇所とは別の南の部分になりますが、実際の道路と工事計画の道路が1mほどズレっていて、地図と現状の道路が一致していないのが発生しています。
- ・今の申請の場所がどの程度ズレているか把握していないのですが、そうなると今回の箇所もズレてくる可能性があると思う。その場合ズレて今は対象にならない箇所が実際の道路に含まれている場合は追加で対象になるのでしょうか。

(森林管理課：伊禮班長)

- ・お答えいたします。計画道路と実際の道路がズレているというお話をしたが、ズレた原因についてはこちらでは把握しておりませんが、少なくとも国が所有するに当たって、通常は筆で取得する、あるいは必要な部分を分筆して道路敷き等を含め用地取得します。もし今後、道路計画の範囲が現状民有林の場所で計画される場合は、地域森林計画の変更が必要になってくると考えています。

(吉田委員)

- ・今回の場所ではないが、現在国道として使われている道があって、国が道路敷きとしてプレートとか貼られている所を私達が測量した時に違っていることが多い。国との立会いでも「地図が間違っている」としか言われない。私達からすると工事が間違っていると思う。作るのであれば最後までちゃんと管理してほしい。私達の意見として、質問というよりもお願ひに近いとは思うが、計画したら最後まで管理してほしいと思うが、それは難しいですか。

(県土・跡地利用対策課：大城支援主幹)

- ・県土・跡地利用対策課大城です。国道の整備に当たって土地の地番と工事で整備した箇所の不一致が生じていることについて、こちらの方で回答するのはなかなか難しいところがあります。このことについては、年に一回関係課との調整会議もありますので、今回審議会の中で委員からこのような意見があったことを情報共有させていただいて、何か対応ができるかどうか、土木担当課ともご相談させていただきたいと思います。

(吉田委員)

- ・ありがとうございました。

(濱元会長)

- ・他にご意見、ご質問等ございますか。

(木村委員)

- ・一つだけよろしいですか。

(濱元会長)

- ・よろしくお願ひします。

(木村委員)

- ・琉大農学部の木村と言います。よろしくお願ひします。別添資料を確認したいのですが、空中写真や平面図だけを用意するのが通例なのでしょうか。高低差があつたりして、断面図とか別の角度の図面等を添付することはあまりないのですか。

(県土・跡地利用対策課：大城支援主幹)

- ・基本的には、このような形で国へ意見聴取を行っておりまして、平面図と上空から写した航空写真を添付して調整させていただいている状況であります。

(木村委員)

- ・わかりました。ここは切土して、山を切っているのでそれなりの高低差も出ている。橋脚はないですかね。盛土したりとか、それがわかるような簡単な断面図みたいなものを付けた方が審議会でも理解しやすいのではないかと感じましたのでコメントさせていただきました。

(県土・跡地利用対策課：大城支援主幹)

- ・国土交通省との事前調整や意見聴取では、この定められた様式である資料2、資料2別添で調整を行っているところですが、今木村委員からご意見がありましたように審議会の中で審議する時の参考として、現場写真と言いますが、より状況がわかる形で担当課とも調整して、平面図以外に現場で撮った写真をいくつか参考資料として付けさせていただくことを次回以降検討させていただきたいと思います。

(濱元会長)

- ・貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。では次に進みたいと思います。各委員の皆様、幅広い視点からのご意見ありがとうございました。本日いただいたご意見、ご質問については、道路用地以外の部分の管理状況やなぜ森林地域から外すのかというご意見、測量で下の方でズレているのでその不一致について管理等をどうしていくのかというご意見、また資料として今後断面図等が付いていくと、高低差であつたり、災害の危険性であつたりなどの点についても意見が出しやすいのではないかというご意見をいただきました。
- ・というところで、今回の諮問事項について我々の方から答申していくことになるわけで

すが、特に反対のご意見はなかったということで諮問事項に対して異議がない旨、知事へ答申したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【各委員、諮問事項に対し異議がない旨知事へ答申することを了承】

(濱元会長)

- ・ありがとうございます。では、続きまして、前回審議会の諮問事項に係る報告事項について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：大城支援主幹)

- ・資料4により、令和7年度第1回沖縄県国土利用計画審議会諮問事項に係る結果報告について説明。

(濱元会長)

- ・ただいま事務局から報告がありました前回審議会の結果報告につきまして、ご質問などありましたらよろしくお願いいたします。

【委員から質問等なし】

(濱元会長)

- ・よろしいですか。では、次に進んでいきたいと思います。続きまして第6次沖縄県国土利用計画の策定につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局：多和田主幹)

- ・資料5により、第6次沖縄県国土利用計画の策定について説明。

(濱元会長)

- ・ただ今事務局から説明がありました第6次沖縄県国土利用計画の策定について、ご質問などございましたらよろしくお願いいたします。

(津波古委員)

- ・沖縄県商工会連合会の津波古と申します。よろしくお願ひいたします。説明ありがとうございます。この第6次計画はいつまでの計画になるのでしょうか。

(県土・跡地利用対策課：多和田主幹)

- ・令和19年度までの計画となります。

(津波古委員)

- ・今経済界の方で、那覇、浦添、宜野湾にまたがるアメリカ軍の基地返還を見据えた開発計画を作っているところです。ゲートウェイ 2050 という名前なのですが、この期間にはもしかすると入っては来ないかもしれないけど、将来的な県土利用という形になってきますので、駐留軍用地跡地利用の推進というところに、ゲートウェイ 2050 プロジェクトの文言を入れてもらい、それを見据えた将来的な構想や計画の推進という形を盛り込んでもらうことができれば、ぜひお願ひをしたいと思っています。よろしくお願ひします。以上です。

(県土・跡地利用対策課：多和田主幹)

- ・県庁内の企画部と調整しており、そこまで具体的な文言を盛り込むかどうかは別の調整事項になりますが、そういうものが今後の県土利用の中にあるということを前提として記述したいと思います。ありがとうございます。

(濱元会長)

- ・他にご意見、ご質問ござりますでしょうか。

(藤田委員)

- ・琉球大学の藤田です。ご説明ありがとうございました。質問ですが、この計画は県全体の計画だと理解しているのですが、例えば圏域ごとにその属性を踏まえた現状分析や目標設定とか考えておられるのでしょうか。

(県土・跡地利用対策課：多和田主幹)

- ・本日ご参考に第5次沖縄県国土利用計画の冊子をお渡していますが、区分としましては、北部、中部、南部、宮古、八重山。冊子の21ページを確認していただきたいのですが、地域区分しては北部地域12市町村、中部地域9、南部地域15、宮古地域2、八重山地域のそれぞれにおいて地域別の項目も設けています。

(濱元会長)

- ・他にご質問はありますか。

(吉田委員)

- ・調査士の吉田です。質問というよりもお願いに近いのですが、国土計画で昔海だったところを埋立てて市街地にして、沖縄市泡瀬とかそうだと思うが、昔私有地で保安林だった所を国が埋立てて、その地目を変更したいのですが、いつ保安林が撤回されたかの資料を国が有していない場合が多い。その場合個人の方が土地を利用したくてもこういうことがあるので、国が最後まで責任をもって保安林をなくす行政執行の形で保安林

の解除までやっていただきたいと思うのですが、それは厳しいですか。

(森林管理課：伊禮班長)

- ・保安林を所管している部署ですが、保安林解除には大きく2つの条件があり、一つは公益的事業に伴うもの、もう一つは指定理由の消滅があります。指定理由の消滅とは、例えば土地が地殻変動等で海に沈んで二度と植栽ができない場合とか、一定の条件になつた場合に解除ができることとなっております。今お話をあった場所が具体的にどこの場所かはわからないのですが、個別案件ごとに解除要件に合致するのか確認の上、解除できるのかなと考えております。

(吉田委員)

- ・一回は解除されている。私達が法務局へ申請する場合、いつ解除になったのか、その日付を国が出していくだかないと日付が設定できない。国に話しても国はそのような資料はありませんと。だいぶ昔昭和の初期に埋め立てられ今は住宅街の中です。海からもだいぶ遠い場所の保安林で民有地が困ることがあるので、国が埋立てをしているのであれば、責任をもって保安林解除までしていただきたいと、これも要望です。

(濱元会長)

- ・要望ということでよろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。本日予定していた審議は、これですべて終了となります。委員の皆様には、活発なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。進行を事務局へお返します。

(事務局：福岡班長)

- ・濱元会長、委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。これをもちまして、令和7年度第2回沖縄県国土利用計画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。